

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="136 357 1084 464">「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領等の制定について（法令解釈通達）」 （平成 25 年 6 月 25 日付課法 8 - 3 ほか 1 課共同）</p> <p data-bbox="109 608 1113 783">標題のことについては、租税特別措置法の規定に基づき、金融商品取引業者等の営業所の長が、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領について、別添のとおり定めたから、平成 25 年 10 月 1 日以降これによらねたい。</p>	<p data-bbox="1167 357 2114 464">「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領等の制定について（法令解釈通達）」 （平成 25 年 6 月 25 日付課法 8 - 3 ほか 1 課共同）</p> <p data-bbox="1135 608 2139 820">標題のことについては、租税特別措置法の規定に基づき、金融商品取引業者等の営業所の長が、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領並びに光ディスク等による提出の承認申請に係る申請、届出及び申請者に対する通知を行う様式について、別添のとおり定めたから、平成 25 年 10 月 1 日以降これによらねたい。</p>

改正後

7 「光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表」の様式

(廃止)

改正前

7 「光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表」の様式

光ディスク等に記録した非課税適用確認書の
交付申請書に記載された事項等の提供件数表

税務署受付用  平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 承認番号				
		営業所名称				
		営業所所在地	〒 - 電話 - -			
		(フリガナ) 営業所長氏名	Ⓔ			
(フリガナ) 作成担当者						
租税特別措置法第37条の14第9項第2号及び第13項、租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項並びに同令第25条の13の3第2項の規定に基づき、次に掲げる事項について光ディスク等を提出する方法により提供します。						
光ディスク等の番号	光ディスク等により提供する事項	光ディスク等の種類	ファイル件数	提供件数	備考	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合 計						
光ディスク等の総枚数					(規格A4)	
うち光ディスク等の正本の合計枚数						
うち光ディスク等の副本の合計枚数						
※税務署処理欄	回付	年 月 日	入力	年 月 日	確認印	

改正後

7 「光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表」の様式

(廃止)

改正前

7 「光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表」の様式

(裏面)

光ディスク等に記録した非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供件数表の記載要領等

- 1 金融商品取引業者等の営業所の長が、租税特別措置法第37条の14第9項第2号及び第13項、租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項並びに同令第25条の13の3第2項の規定に基づき、それぞれに掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に光ディスク等を提出する方法により提供する場合には、当該光ディスク等にこの提供件数表を添付して当該所轄税務署長に提出してください。
- 2 この提供件数表は2部提出してください。
- 3 この提供件数表は、次により記載してください。

(1) 「営業所名称」欄には金融商品取引業者等の営業所の名称を、「営業所所在地」欄には金融商品取引業者等の営業所の所在地を、「営業所長氏名」欄には金融商品取引業者等の営業所の長の氏名を、「作成担当者」欄には金融商品取引業者等の営業所の作成担当者の氏名を記載してください。

(2) 「光ディスク等の番号」欄には、提出する光ディスク等の番号を記載してください。
なお、光ディスク等の番号は、光ディスク等の提出年月日の年(西暦下2桁)、月(2桁)、日(2桁)及び一連番号2桁により付番します。

(例) 平成25年(2013年)10月1日に提出する3枚目の光ディスク等の番号 → 「13100103」

(3) 「光ディスク等により提供する事項」欄には次に掲げる表の「略称」欄の略称を記載してください。

なお、1枚の光ディスク等に複数種類の事項を記録する場合には、全ての事項の略称を記載してください。

(例) 1枚の光ディスク等に「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を記録した場合 → 「交、確」

光ディスク等により提供する事項	略称
① 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	交
② 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	確
③ 非課税口座異動届出書に記載された事項等	具
④ 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	移
⑤ 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項	事

(4) 「光ディスク等の種類」欄には、提出する光ディスク等の種類(FD、MO、CD又はDVD)を記載してください。

(5) 「ファイル件数」欄には、提出する光ディスク等に格納されたファイルの件数を記載してください。

(6) 「提供件数」欄には、提出する光ディスク等に格納したファイルに記録されている(3)に掲げる事項の件数の合計を記載してください。

(7) 光ディスク等に格納したファイルの暗号化処理を行った場合には、「備考」欄に「暗号化処理済」と記載してください。

(8) 「光ディスク等の総枚数」欄には、提出する光ディスク等の総枚数を記載してください。

なお、提出する提供件数表が2枚以上にわたる場合には、1枚目の提供件数表の「光ディスク等の総枚数」欄のみ、提出する光ディスク等の総枚数を記載してください。

(9) 「うち光ディスク等の正本の合計枚数」欄には、「光ディスク等の総枚数」欄に記載した枚数のうち、正本の枚数を、「うち光ディスク等の副本の合計枚数」欄には、「光ディスク等の総枚数」欄に記載した枚数のうち、副本の枚数を、それぞれ記載してください。

なお、提供する提供件数表が2枚以上にわたる場合には、1枚目の提供件数表の「うち光ディスク等の正本の合計枚数」欄及び「うち光ディスク等の副本の合計枚数」欄にのみ、提出する光ディスク等の正本の枚数及び副本の枚数を、それぞれ記載してください。

おって、光ディスク等の提出の際には、正本・副本の両方を提出するので、正本の枚数と副本の枚数は同じ枚数になります。

00 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

8 申請書の様式
(廃止)

改正前

8 申請書の様式

光ディスク等による提出の承認申請書

 平成 年 月 日		※整理番号	
		(フリガナ) 営業所名称	
		営業所所在地	〒 電話 - -
		(フリガナ) 営業所長氏名	◎
		(フリガナ) 作成担当者氏名	
非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供につき、租税特別措置法第37条の14第9項第2号の規定による光ディスク等による提出の承認を申請します。 なお、承認を受けて提出した光ディスク等の規格等が承認の内容と異なる場合には、税務署長の指示に従って光ディスク等の再提出又は国税電子申告・納税システムによる送信を行います。			
提出見込件数	件		
提出開始年月	平成 年 月		
提出方法	毎月・毎週	本店等一括・本店(支店)等のみ	
光ディスク等の種類	FD・MO・CD・DVD (裏面も記載願います。)		
参考事項			
(注) 提出された光ディスク等は返却できません。			

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認・却下
	決裁	・							通知年月日	・
	(摘要)								通知書	(却下理由)

(規格A4)

改正後

8 申請書の様式

(廃止)

改正前

8 申請書の様式

(裏面)

次の事項について、所要事項を記入又は該当項目を○で囲んで記入してください。
 なお、該当項目がない場合及びその他の場合には、その内容を具体的に記載してください。

項目 \ 種類		FD	MO	CD	DVD
光ディスク等の規格等	サイズ	3.5インチ	3.5インチ	12cm	12cm
	規格	2HD	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	CD-R	DVD-R
	記憶容量	1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB 又は 700MB	片面4.7GB
	フォーマット	MS-DOS (FAT形式)		ISO9660(Level2)/Joliet※	
	記録形式	CSV (カンマ区切形式)			
	記録コード	シフトJIS			
	漢字水準	JIS第1水準及び第2水準			

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

光ディスク等による提出の承認申請書の記載要領等

- (1) この申請書は、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等につき、光ディスク等による提出の承認を受けようとする場合に提出するものです。
- (2) この申請書は、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を、光ディスク等を提出する方法により最初に提供する時までに、その非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等の提供先の税務署長に提出してください。
- (3) 複数の税務署に提供すべき非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を光ディスク等により取りまとめて一括して提供しようとする場合には、その取りまとめを行う金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。
 この場合には、各営業所の名称、所在地、所轄税務署、提出見込件数等を適宜記載した書面を添付してください。
- (4) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

9 承認通知書及び却下通知書の様式

(廃止)

改正前

9 承認通知書及び却下通知書の様式

営業所所在地	
営業所名称	
営業所長氏名	殿

平成 年 月 日
第 号

財務事務官

税務署長 回

光ディスク等による提出の承認通知書

平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、承認しましたから通知します。

なお、この承認を受けて提出された光ディスク等の規格等が申請の内容と異なる場合には、指示に従って光ディスク等の再提出又は国税電子申告・納税システムによる送信をしてください。

承認番号	
------	--

(規格 A 4)

改正後

9 承認通知書及び却下通知書の様式

(廃止)

改正前

9 承認通知書及び却下通知書の様式

営業所所在地	
営業所名称	
営業所長氏名	殿

平成 年 月 日
第 号

財務事務官
税務署長 回

光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書

平成 年 月 日付でされた光ディスク等による提出の承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

改正後	改正前
<p>9 承認通知書及び却下通知書の様式</p> <p>(廃止)</p>	<p>9 承認通知書及び却下通知書の様式</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正後

9 承認通知書及び却下通知書の様式

(廃止)

改正前

9 承認通知書及び却下通知書の様式

光ディスク等による提出の承認通知書

光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「光ディスク等による提出の承認通知書」及び「光ディスク等による提出の承認申請の却下通知書」は、光ディスク等による提出の承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	光ディスク等による提出の承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の)「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を印字する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。